

京都市考古資料館条例（昭和54年7月26日条例第11号）

最終改正:平成17年12月26日条例第52号

改正内容:平成17年12月26日条例第52号〔令和4年1月1日〕

○京都市考古資料館条例

昭和54年7月26日条例第11号

改正

昭和56年3月31日条例第57号

平成17年12月26日条例第52号

京都市考古資料館条例

（設置）

第1条 埋蔵文化財の調査並びに出土品その他の考古学的資料（以下「考古資料」という。）の整理、研究、収蔵及び展示を行うための施設を次のように設置する。

名称 京都市考古資料館

位置 京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1

（事業）

第2条 京都市考古資料館（以下「資料館」という。）においては、次の事業を行う。

- （1）考古資料の収集、保管及び展示
- （2）考古資料に関する調査及び研究
- （3）考古資料に関する講習会、講演会等の開催
- （4）考古資料に関する情報の収集及び提供
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第3条 資料館の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1）前条各号に掲げる事業に係る業務
- （2）資料館の維持管理に係る業務
- （3）その他市長が必要と認める業務

（開館時間及び休館日）

第4条 資料館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開館時間 午前9時から午後5時まで

休館日 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで

（観覧料）

第5条 資料館において特別の展示をしたときは、当該展示を観覧しようとする者は、市長が定める観覧料を納入しなければならない。

（利用制限）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、資料館の利用を制限することができる。

- （1）他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- （2）管理上支障があるとき。

（考古資料の貸出し）

第7条 考古資料は、その保管について安全を確保することができると認められる場合に限り、貸出しをすることができる。

2 考古資料の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市規則で定める。

（昭和54年11月28日規則第80号で昭和54年11月28日から施行）

附 則（昭和56年3月31日条例第57号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月26日条例第52号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市考古資料館条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第2項の規定による許可の申請を行った者であつて、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この条例による改正後の京都市考古資料館条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定による許可の申請を行った者とみなす。

3 この条例の施行の日前に改正前の条例第5条第2項の規定による許可を受けた者は、改正後の条例第7条第2項の規定による許可を受けた者とみなす。

---